

鎌倉市家庭系ごみ戸別収集実施計画

令和 6 年 12 月
鎌倉市

目次

第1章 家庭ごみを取り巻く現状と課題

- 1 国・県の動向と鎌倉市の現状と課題・・・・・・・・・・ 2
- 2 鎌倉市が現在抱えている課題・・・・・・・・・・ 4
- 3 課題解決のための戸別収集・・・・・・・・・・ 6
- 4 戸別収集によって期待できる効果・・・・・・・・・・ 7
- 5 戸別収集の導入によって生じる課題への対応・・・・ 8

第2章 鎌倉市が実施する戸別収集について

- 1 家庭系ごみ戸別収集の進め方について・・・・・・・・ 10
- 2 戸別収集の円滑な導入に向けた取組み・・・・・・・・ 13

第3章 燃やすごみ戸別収集について

- 1 燃やすごみ戸別収集の進め方について・・・・・・・・ 16
- 2 燃やすごみ戸別収集の円滑な導入に向けた取組み・・ 19

第1章

家庭ごみを取り巻く現状と課題

1 国・県の動向と鎌倉市の現状と課題

(1) 国の動向

国は、廃棄物の発生量や不法投棄の増大、最終処分場の確保が困難であることなど、廃棄物及びリサイクルにかかる問題を解決するため、モノを大量に生産し、消費し、廃棄する社会から、環境への負荷が少ない「循環型社会」の形成を推進すべく平成 12 年 6 月に「循環型社会形成推進基本法」（以下、「循環基本法」という。）を制定した。

循環基本法では、廃棄物等の発生抑制や資源の循環的な利用及び適正な処分によって、環境負荷が低減される社会として「循環型社会」の姿が明確に示され、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義づけ、利用を促進するとともに、循環資源の処理の優先順位（①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分）を初めて法定化している。

さらに、同法では、循環型社会の形成に向け、国全体で取り組んでいくために、廃棄物を排出する国民及び事業者が廃棄物処理やリサイクルに対して責任を持つ「排出者責任」と、生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の原則を確立した。

環境省が平成 13 年 5 月に策定した「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」では、人口減少・少子高齢化に伴う地域経済衰退や国民のライフスタイルの変化など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況が変化の中にあることから、地域の実情に応じた廃棄物の収集処分の体制整備に努め、廃棄物の排出抑制、循環的利用を行うことについて示されている。さらに、平成 27 年の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「SDGs（エスディーズ）」（持続可能な開発目標）では、17 の国際目標を設定し、各目標達成のために「2030 年までに、廃棄物の発生を防止、削減、再利用することにより、廃棄物の発生を大幅に削減する」ことが掲げられた。また、2050 年までの脱炭素社会の実現を始めとする地球環境問題への対応においても、世界共通のビジョンとして廃棄物の減量・発生抑制は、国際的にも大きな課題となっている。

(2) 神奈川県・県内各市町の動向

神奈川県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即した、一般廃棄物・産業廃棄物の減量、その他その適正な処理に関する法定計画として、「神奈川県循環型社会づくり計画」を策定している。

この計画では、「廃棄物ゼロ社会」の実現に向けて、県民、事業者、行政がそれぞれ主体的に、相互に連携して、循環型社会形成への取組みを進めるための基本理念等が示されている。

こうした国・県の動向を受け、県内の自治体においても、ごみ施策に関する様々な取り組みがなされている。そのような取り組みの中でも、高齢者や子育て世代などのごみ出しにかかる負担やごみ集積所（クリーンステーション）の維持管理に係る問題等を解決することや、さらなるごみの減量を目的として、家庭系ごみの戸別収集を採用する自治体が増えつつある。

令和6年12月時点における、県内他市町における戸別収集の実施状況等については、次の表のとおりである。

神奈川県内における戸別収集の実施状況等について

自治体名	実施エリア	実施開始年月	収集品目	収集回数
大和市	全戸	平成18年7月	可燃ごみ	週2回
			不燃ごみ	月2回
藤沢市	全戸	平成19年4月	可燃ごみ	週2回
			容器包装プラ	週1回
			不燃ごみ	隔週1回
		平成24年4月	ビン	週2回
			廃食用油、特定処理品目（蛍光管等）	週1回
			商品プラ、新聞・本・雑誌、カン・なべ類、ペットボトル	隔週1回
葉山町	全戸	平成26年6月	可燃ごみ (令和7年3月から可燃ごみ週1回、生ごみ週2回の分別収集)	週2回
			容器包装プラ	週1回
			プラスチックごみ	月1回
海老名市	全戸	令和元年9月	可燃ごみ	週2回
相模原市	駅周辺エリア (夜間収集)	平成15年9月	一般ごみ	週2回
			資源（午前収集）、容器包装プラ（午前収集）	週1回
秦野市	駅周辺エリア (夜間収集)	平成20年2月	可燃ごみ	週2回
厚木市	一部エリア (モデル地区)	令和元年5月	可燃ごみ (令和4年10月モデル地区を拡大)	週2回
平塚市	一部エリア (社会実験)	令和元年10月	可燃ごみ (令和4年10月以降、概ね年度ごとに対象地区を拡大)	週2回
茅ヶ崎市	一部エリア (実験事業)	令和7年4月予定	可燃ごみ	週2回

2 鎌倉市が現在抱えている課題

(1) クリーンステーション（以下、「CS」という。）収集に伴う様々な負担

不適正排出や動物被害への対応、設置場所の調整や当番制による管理など、CSの維持管理に当たっては様々な負担が生じている。ごみを排出する際のルールが守られていないために、CSの利用者や周辺住民の迷惑になっているケースがあり、中にはCSの近隣に住む一部の市民に実質的に維持管理の負担を強いている状況も発生している。また、現時点では適切に管理されているCSも、転出・転入や高齢化の進展、ライフスタイルの多様化によって、将来的にその維持管理が困難になる可能性がある。

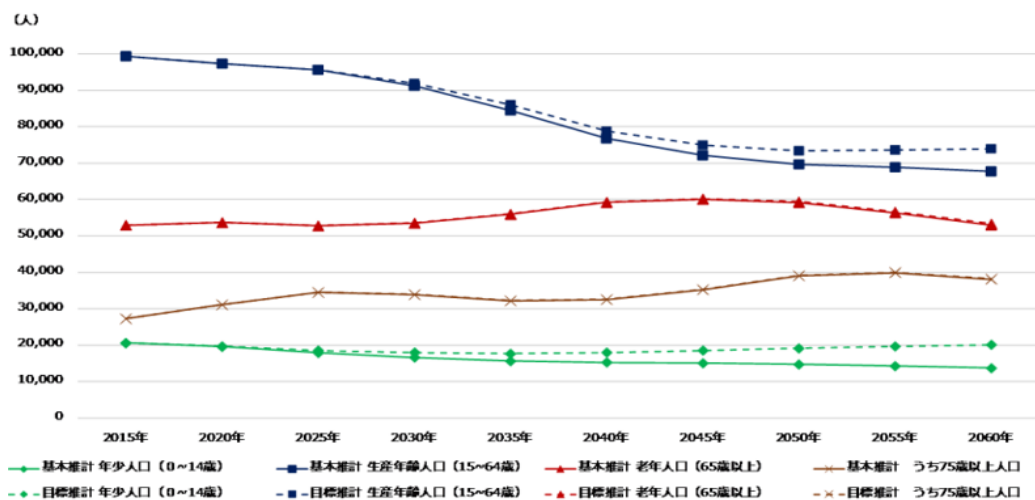
(2) 鎌倉市の総人口の推移・将来推計

第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画における人口予測によると、平成27年（2015年）から令和17年（2035年）までの予測において、今後は減少傾向が強まると推計している。

年齢別では、65歳以上の高齢者人口が令和17年（2035年）までに56,000人に近づく予測されている。高齢者人口は微増傾向が続き、65～74歳の前期高齢者人口は令和27年（2045年）にピークを迎え、75歳以上の後期高齢者人口の割合も令和37年（2055年）にかけて増大していくものと考えられる。これらは、要支援・介護高齢者の増加のみならず、買い物・調理・掃除・ごみ出し・外出移動など生活支援ニーズの増加を意味している。

また、本市を含め、全国的な傾向として、夫婦と子ども、三世代の家族が減少し、単身世帯が増加していくことから、世帯人員が減ることは、家族の自助力の低下につながる。そのため、以前は家族が支え合って解決できていた生活課題を解決できなくなり、社会問題化していくことが考えられる。

年齢区分別 基本推計及び目標推計グラフ



出典 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 付属資料

年齢区分別 基本推計及び目標推計表

(単位：人)		2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年	2055 年	2060 年
基本推計	総 数	173,019	170,567	166,394	161,353	156,053	151,238	147,247	143,613	139,400	134,332
	年少人口（0～14 歳）	20,635	19,570	17,899	16,601	15,621	15,267	15,051	14,734	14,266	13,712
	生産年齢人口（15～64 歳）	99,406	97,268	95,670	91,215	84,496	76,766	72,186	69,698	68,827	67,721
	老年人口（65 歳以上）	52,978	53,729	52,825	53,537	55,936	59,205	60,010	59,181	56,307	52,898
	うち 75 歳以上	27,292	31,101	34,513	33,886	32,161	32,528	35,178	39,042	39,828	38,019
目標推計	総 数	173,019	170,739	167,015	163,401	159,774	156,149	153,712	151,923	149,892	147,419
	年少人口（0～14 歳）	20,635	19,742	18,520	17,940	17,702	17,961	18,530	19,124	19,653	20,097
	生産年齢人口（15～64 歳）	99,406	97,268	95,670	91,861	86,002	78,826	74,980	73,368	73,586	73,934
	老年人口（65 歳以上）	52,978	53,729	52,825	53,600	56,070	59,363	60,201	59,430	56,652	53,389
	うち 75 歳以上	27,292	31,101	34,513	33,918	32,229	32,606	35,270	39,152	39,965	38,201

※小数点以下の処理の都合上、総数と年齢区分別の合計値には、表記上誤差が生じる場合があります。

出典 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 付属資料

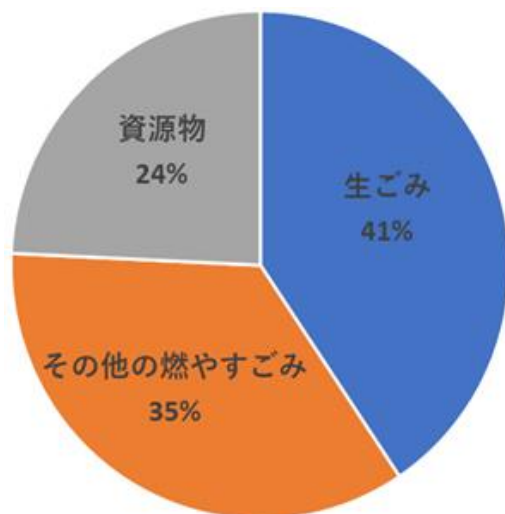
（３）人口減少とＣＳに係る将来見込み

ＣＳ数の維持を優先する場合、人口減少に伴い、ＣＳの管理に係る一人ひとりの負担が増えることが見込まれる。

一方、人口減少に伴いＣＳを統廃合する場合、従来よりも遠くのＣＳを利用せざるをえない者が増えるため、この点からもごみ出し負担の増大が予想される。

（４）分別の徹底

令和５年度に実施した燃やすごみ組成調査によると、燃やすごみとして排出されたうち資源物の占める割合は約 24％（湿重量比）であった。これらは本来、資源として収集すべきものであり、分別の徹底や資源化の推進が課題となっている。



燃やすごみの中の資源物の内訳は、紙類（8.5％）やプラスチック類（9.5％）が多くを占めている。

（混入物の例）

- ・リーフレット、封筒などのミックスペーパー
- ・お菓子の箱、ティッシュペーパーの箱などのボール紙、ダンボール
- ・トレイなどの容器包装プラスチックなど

3 課題解決のための戸別収集

(1) 実施検討に至った背景

現在、鎌倉市の家庭系ごみはC S方式による収集を実施しているが、前述のとおり、その維持管理にあたっては様々な負担が生じており、現状は適切に維持管理されているC Sも、将来的にそれが困難になる可能性がある。こうした課題を解決するため、持続可能な収集体制を構築するとともに、高齢者や子育て世帯、多様なライフスタイルのもとで生活するすべての方々のごみ出し労力の軽減といった住民福祉の観点から、戸別収集の実施を検討することとなった。

(2) 戸別収集に関する鎌倉市一般廃棄物処理基本計画での位置づけ

平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間を計画期間とする第 3 次一般廃棄物処理基本計画の中で、市民サービスの向上に寄与する施策として戸別収集の実施について検討することを明記している。

(3) これまでの戸別収集に関する取り組み

ごみの減量を主な目的として、平成 24 年からモデル地区における戸別収集を実施し、その後の全市展開を目指したが、ごみの削減量に対する費用対効果や住民理解の醸成等の必要性について疑義があったことから、平成 28 年 2 月にモデル地区における戸別収集を一旦終了し、これらの課題を整理することとなった。

その後、本市が検討を重ねている間にも、戸別収集を導入・検討する県内自治体は増えており、本市においてもC S収集を取り巻く課題や高齢化の進展、コロナ禍を経て、ますます多様化するライフスタイル、かつて反対意見が多く確認されたエリアから戸別収集の要望があるなど、社会情勢の変化が見受けられるようになってきている。2025 年問題と呼ばれる、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる超高齢社会が間近に迫っている今、本市においても、持続可能な収集のあり方の一つとして戸別収集の速やかな導入が求められている。

(4) 戸別収集のあり方について

戸別収集への移行については、鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会での協議を経て、令和 6 年 5 月に「鎌倉市における戸別収集のあり方について」方針を策定した。(令和 6 年 2 月～3 月にかけてパブリックコメントを実施)

方針では、戸別収集を導入する必要性と意義、現在の収集体制下での課題と戸別収集の利点、戸別収集する分別区分、戸別収集する地域、事業者選定、収集方法及び少量排出事業所への対応について示している。

4 戸別収集によって期待できる効果

(1) 持続可能な収集体制の構築

転入・転出、高齢化の進展やライフスタイルの多様化といった社会情勢の変化に対応できる、持続可能で安定した収集体制の構築につながる。

(2) 市民のごみ出し労力の軽減

自宅前にごみを排出できることで、高齢者や子育て世帯を含む、様々な世帯におけるごみ出し労力が軽減される。

(3) C S 収集方式に伴う様々な負担の軽減

C S 収集方式に伴う様々な負担として、設置場所の調整、動物被害による清掃当番などC S の維持管理に関するものや、不法投棄の誘発、道路交通上の支障などが挙げられるが、戸別収集の導入によって、これらの負担の軽減につながる。

(4) ごみに対する意識の向上

ごみ収集をC S 収集方式から戸別収集方式に変更し、排出者責任を明確にすることによって、今まで以上に自らが排出するごみに責任を持つことにつながり、分別が促進される。

(5) 高齢者の見守りや道路損傷状況の確認等の副次的な効果

収集事業者が市内全域を隈なく収集に回るため、ごみの収集だけに留まらず、高齢者の見守り、福祉的ケアが必要な方の発見、道路損傷状況の確認等、副次的な効果が期待できる。

(6) まちの美化

戸別収集の導入によって各家庭で適切にごみが分別・処理されること、また、C S 収集の頻度が減ることによってごみの不法投棄や動物被害による散乱が減少することにつながるため、まち全体の美化、地域環境の改善に寄与する。

5 戸別収集の導入によって生じる課題への対応

(1) 収集経費の増加

戸別収集では、ごみの収集箇所数が増えることから、収集経費が増加する。市民の利便性を損なわないよう配慮しながら、経費の増加を可能な限り抑制するため、将来的な戸別収集の品目拡大に向けて、分別品目の整理や収集頻度の適正化を図る。

(2) 収集事業者への意識付け

戸別収集によって世帯ごとに収集することになるため、これまでよりも市民とコミュニケーションをとる機会が増加することから、収集作業員には更なる接遇能力が求められる。そうしたコミュニケーションを通じて、例えばある世帯から一定期間ごみ出しがないことに気づいた場合には、市に報告するなど、収集作業に伴う付加価値のうちの一つとして「見守り」の機能も期待される。また、市内を限なく収集に回ることから、防犯としての機能や道路環境の異常等の早期発見等も期待される。

戸別収集実施に伴う新たな収集ルートは従来よりも走行距離が延びることから、今まで以上に安全運転への配慮が求められる。収集事業者に対しては、市民とのコミュニケーションをはじめ、実際の収集方法、安全運転、トラブル時の対処方法などについて、収集作業員への研修の実施などを依頼するものとし、安全への意識付けの徹底を図る。

(3) 集積所の取扱い

資源ごみ等については、引き続きCSで回収するものとする。さらなる市民負担の軽減に向けて、戸別収集の対象となる品目の拡大については、今後の実施状況を見ながら検討を進める。

第2章

鎌倉市が実施する戸別収集について

1 家庭系ごみ戸別収集の進め方について

(1) 対象品目

「燃やすごみ」から戸別収集を開始する。その他の品目については、燃やすごみ戸別収集で得られるノウハウを活用しながら検討を進める。

(2) 戸別収集実施方法

戸建住宅に住む方は、戸別収集対象品目を出す場所が「ＣＳ」から「道路に面した各戸の敷地内」に変更となる。建物単位の排出となるため、既に集積所がある集合住宅については、従来の方法（敷地内の集積所へ排出する）からの変更はないものとする。なお、これまで敷地内に集積所がなく、近くのＣＳに排出していた集合住宅は、戸別収集開始に伴い、敷地内に戸別収集対象品目専用の排出場所を新たに設置することとし、戸別収集対象品目については、今後その新設された排出場所に排出する。（戸別収集対象品目以外は、従来から利用しているＣＳに排出する。）

【戸別収集開始に伴う「戸別収集対象品目」を出す場所の変更】

建物の種類		戸別収集開始前	➡➡ 戸別収集開始後
戸建て住宅		ＣＳ	【変更あり】 各戸の敷地内
集合住宅	専 用 の 集積所あり	専用の集積所	【変更なし】 専用の集積所
	専 用 の 集積所なし (※)	近隣のＣＳ	【変更あり】 新設の敷地内集積所

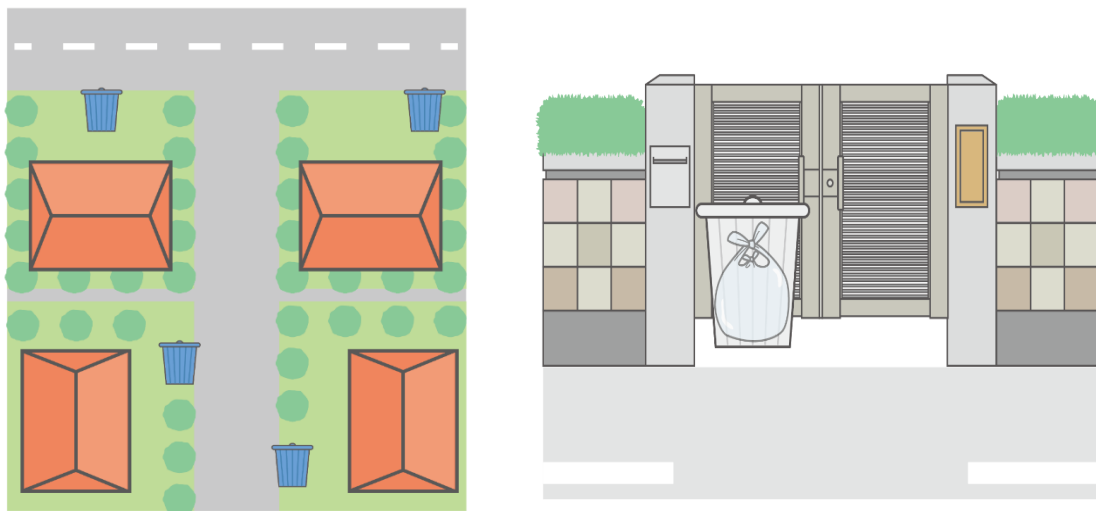
※戸別収集対象品目以外については、従来から利用しているＣＳに排出する。

(3) 戸別収集実施後のごみ出し時間

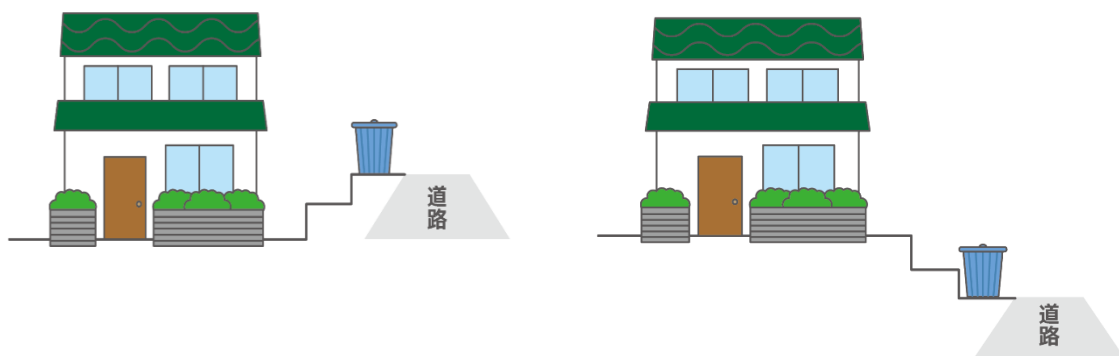
朝８時３０分までの排出とする。

(4) ごみの出し方（排出場所等）

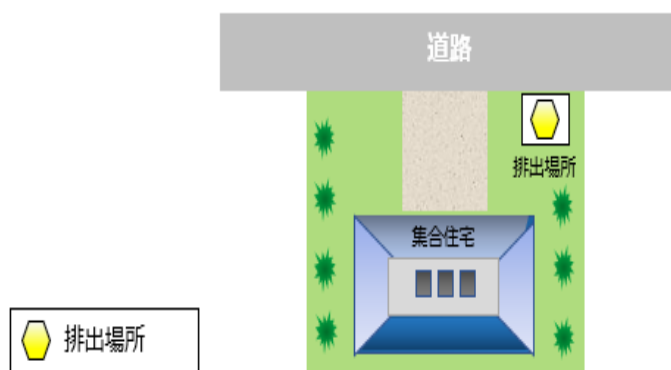
ア 戸建住宅：道路に面した各住宅の敷地内[上から見た図]



イ 戸建住宅：道路に面した各住宅の敷地内[横から見た図]



ウ 集合住宅：道路に面した各住宅の敷地内



○敷地内に集積所がある場合・・・継続して利用可

○敷地内に集積所がない場合・・・敷地内に新たに燃やすごみ専用の集積所を設置する。

(戸別収集対象品目以外については、従来から利用しているCSに排出する。)

(5) 開始までに準備を必要とするもの

ア ごみの排出場所の決定

道路に面した敷地内(玄関先、駐車場の空きスペース)に排出容器を置く場所を決定する。

道路に面した敷地内に排出する場所がない等の問題がある場合は、市と個別に調整する。

イ ごみ箱等の準備

各世帯において、動物被害対策として蓋が閉まる排出容器を準備する。(推奨)

【衣装ケース】



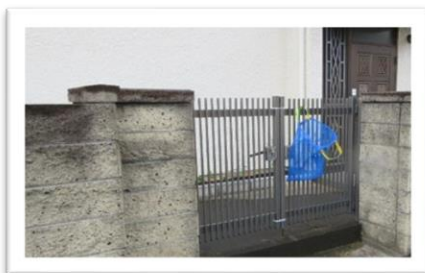
【バケツ】



【網かご】



【フック】



【ネット】



(6) CSの取扱いについて

戸別収集対象品目以外は、引き続きCSに排出する。

(7) 住民の希望により収集を継続するＣＳ

戸別収集開始後も、一定の条件を満たす場合、ＣＳの継続利用を認める。

【制度の概要】

(ア) ＣＳの継続利用が認められる条件

- a 戸別収集導入以前から利用しているＣＳであること
- b ＣＳ単位で利用者全員が継続利用に同意していること
- c 道路安全に影響を及ぼさないこと

(イ) 注意事項

- a 申請はＣＳ単位とし、町内会単位での申請はできないものとする。
- b トラブルが生じないように、ＣＳの継続利用について、ＣＳを利用しない近隣の方々にもよく周知するものとする。
- c ＣＳやストッカーなどの保管設備、ＣＳに排出された燃やすごみの管理、分別されていないものや不法投棄物の処理などについては、ＣＳ利用者により行うものとする。
- d 利用条件が満たされていない等の理由で、廃止する必要があると市が判断した場合には、ＣＳの継続利用を廃止する場合があるものとし、その際には、利用している全世帯を戸別収集とする。

2 戸別収集の円滑な導入に向けた取組み

(1) 市民への周知啓発

家庭ごみ戸別収集を円滑に導入し、その目的を達成するためには、市民の理解と協力が不可欠であるため、戸別収集の導入に当たっては、次の事項を徹底し、周知啓発に努めるものとする。

ア 市民説明会や出前講座の開催

戸別収集に対する市の考え方や具体的な実施内容について周知するため、市民説明会を開催するとともに、自治会・町内会など、各団体からの要請に基づき出前講座を開催する。

イ 広報など、紙媒体を活用した広報

全戸配布している広報などを活用し、戸別収集の内容について情報提供を行い、説明会などに参加できない方も必要な情報が確認できる環境を整えるものとする。

ウ ホームページ、ＳＮＳ及びごみ分別アプリなど、電子媒体を活用した広報

戸別収集に伴う排出方法の変更など、最新の情報がいつでも確認できるよう、電子媒体を活用した情報提供に努める。

エ 自治会・町内会などを通じた情報提供

自治会・町内会などを通じて情報提供を行う。

オ 電話相談窓口の拡充

市民からの問合せに対して、迅速に対応するため、電話回線を増設し、必要に応じて電話相談窓口を拡充する。

(2) 車両台数の抑制

3 t パッカー車両を活用するとともに、最大3人の収集員が乗車することで、1人あたりの作業量軽減や作業効率向上を図るとともに、集合住宅を中心に収集するマンションルートの実施やエリア分けの見直し等により、車両台数の抑制に努めるものとする。

(3) 収集曜日の見直し

一部エリアの燃やすごみ収集曜日を見直すことで、各曜日に使用する収集車両台数の偏りを平準化し、経費の抑制に繋げる。

(4) 分別方法・収集回数の適正化

ごみ出しに係る労力の軽減や収集効率の向上を図るため、分別方法の見直しを検討するとともに、以前よりも排出量が減少傾向にある品目について収集回数の適正化を検討する。

(5) 家庭系ごみの戸別収集に係るコンサルティングの導入

戸別収集の実施にあたり、民間事業者にコンサルティング業務を委託することで、収集ルート、時間、重量などを把握できるシステムが導入されているタブレットをごみ収集車に搭載し、収集データの調査・分析を行うことで、最適な収集ルートの構築や収集車両台数の適正化を行い、収集費用全体の抑制に繋げる。

(6) 減量効果の公表

戸別収集導入後も、ごみの量の推移などを定期的に公表する。

第3章

燃やすごみ戸別収集について

1 燃やすごみ戸別収集の進め方について

(1) 燃やすごみ戸別収集開始時期

令和7年4月から一部エリアを、令和8年4月からは全市を対象に実施する。

(2) 令和7年4月に先行実施する地区（約10,000世帯）

ア 燃やすごみ（火・金）収集地区（令和7年（2025年）4月1日（火）から）

（ア）七里ガ浜（七里ガ浜町内会、七里ガ浜二丁目自治会）

（イ）鎌倉山（鎌倉山町内会、鎌倉山若松自治会）

（ウ）笛田（打越町内会、琵琶苑自治会、笛田町内会、笛田東芝町内会、
鎌倉山萩郷自治会）

イ 燃やすごみ（月・木）収集地区（令和7年（2025年）4月3日（木）から）

（ア）山ノ内（山ノ内瓜ヶ谷町内会、山ノ内下町下町内会、山ノ内下町上町内会、
山ノ内下町中町内会、山ノ内上町町内会、山ノ内中町南町内会、
山ノ内中町北町内会、山ノ内明月会町内会）

（イ）今泉（今泉町内会）

（ウ）今泉台（今泉台町内会）

（エ）岩瀬（岩瀬町内会）

（オ）大町五丁目自治会

（カ）松葉町内会（材木座）

ウ 先行地区の選定について

先行実施選定にあたっての検討項目

（ア）高齢者や子育て世帯の居住割合が多い地区

（イ）過去にモデル事業を実施しており円滑な導入が期待できる地区

（ウ）市環境部の施設から近く、市職員が即座に対応できる地区

（上記理由に加え、先行地区内における収集曜日の偏りがないよう調整）

(3) 令和8年4月から開始する地区

先行地区以外の地区

※令和8年4月から戸別収集の対象となる地区は、令和7年度中の燃やすごみの収集は引き続きCS収集とする。



(4) CSの取扱いについて

燃やすごみ以外の品目については、引き続きCSに排出する。

(5) 住民の希望により収集を継続するCS

一定の条件を満たす場合、CSの継続利用を認める。

申請期日については次のとおりとする。

ア 先行地区

令和7年1月31日（金）まで

イ 全市

令和7年11月28日（金）まで

(6) 集合住宅への支援

戸別収集の導入は、戸建住宅に住む方には、CSの維持管理に係る負担が軽減することや資源化の促進が見込まれるが、集合住宅の住民に対しては、排出方法に変更がなく、戸別収集により期待される分別促進等の効果が十分に発揮されないことが懸念される。

そこで、建物の所有者、入居者によって組織される団体等が、集積所の管理や分別促進による資源化に積極的に取り組む際の支援を行うための補助金制度を設ける。

【制度の概要】

ア 補助対象者

建物の所有者、自治会・町内会、管理会社等

イ 対象となるもの

(ア) ごみ集積所設置事業

ごみ集積所の新規購入や買い替え等

(イ) ごみ集積所維持管理事業

周知啓発用チラシの作成、周知啓発用看板の作成、監視カメラの購入及び設置等の維持管理物品等の購入

ウ 補助金額

購入価格の 75%補助(100 円未満切り捨て)

上限 10 万円

エ 補助期間

先行地区：令和 6 年（2024 年）10 月 1 日～令和 7 年（2025 年）3 月 31 日

全 市：令和 7 年（2025 年）4 月 1 日～令和 8 年（2026 年）3 月 31 日

(7) 少量排出事業所収集制度

戸別収集の実施に伴い、これまでやむを得ずCSに燃やすごみを排出してきた事業所のうち、排出量が少ないため、一般廃棄物収集運搬許可業者と契約することができない事業所に対して、適正な排出を促すことを目的として、家庭系と同様に戸別収集する制度を設ける。(要事前申請)

【制度の概要】

ア 対象となる事業所

(ア) 鎌倉市内に事業所を有すること

(イ) 1 回のごみの排出量が事業系指定収集袋（20ℓ）1 袋までであること

(ウ) 燃やすごみの排出量が少なく一般廃棄物収集運搬許可業者と契約ができない事業者であること

(ウ) 一般廃棄物処理実施計画に規定された事業系一般廃棄物のうち、資源物は鎌倉市一般廃棄物収集運搬許可業者と契約していること

(オ) 産業廃棄物は産業廃棄物収集運搬業者と契約していること

(カ) 鎌倉市一般廃棄物収集運搬許可業者との契約実績がないこと

イ 対象となる廃棄物

燃やすごみ

ウ 事業系指定収集袋（紫色）

一枚あたり 20ℓの容量として、10 枚 1 セット 1,500 円で販売することと、市内の事業系収集袋販売店で購入する。

2 燃やすごみ戸別収集の円滑な導入に向けた取組み

(1) スケジュール

令和6年8月	委託事業者決定のための公募型プロポーザルの実施
9月	委託事業者決定、実施に向けた具体的な作業開始
12月	市民向けリーフレット配布
令和7年1月頃	先行地区の戸別収集に向けた事前シミュレーション実施
令和7年4月	先行地区を対象とした戸別収集の開始
令和7年度中	〃 アンケート実施
令和8年4月	対象地区を全市に拡大
令和9年以降	状況に応じて、戸別収集品目拡大を検討

鎌倉市家庭系ごみ戸別収集実施計画

鎌倉市 環境部 ごみ減量対策課 戸別収集担当

電話：0467-40-5542

E-Mail：kobetsu@city.kamakura.kanagawa.jp